

【質問・回答】

案件名 東車両基地清掃業務

No.3

No.	質問内容	回答
1	別紙 10-1 「日常清掃作業日報」では、「備品・器具の塵除き処理」と「ドアの拭き掃除」が、用品庫受付、検車員更衣室、検車員詰所、検車員待機所、信号扱所、会議室 A、青図室、図面庫、会議室 B、更衣室 A、脱衣室 A 等に清掃箇所とされていますが、「備品・器具」や「ドア」の面積はどこかで与えられているのでしょうか？それとも記載がなくとも、「床以外」に含まれるという解釈でよいのでしょうか？	ドア清掃については取っ手およびその他の軽微な汚れを確認次第取り除く程度で作業いただくよう想定しております。備品・器具についても同様に汚れを確認次第取り除く想定です。 「床以外」の作業に内包させていただいております。
2	給湯室の日常巡回清掃は、毎日という理解で良いのでしょうか？	毎日です。
3	給湯室の「タオルの洗濯・交換」の歩掛をご教示ください。それとも「床以外」の作業に含まれるのでしょうか？	「床以外」の作業に内包させていただいております。
4	「便器の薬品洗浄」は、通常の便器の洗浄の一部と考えて良いのでしょうか？それとも別の歩掛等で計算するのでしょうか？ 以上、よろしくお願いします。	通常の便器洗浄内に内包させていただいております。